

水銀大気排出規制への準備が必要です

大気汚染防止法が改正され、水銀及びその化合物の排出規制が平成30年4月1日から始まります。規制対象となる施設の設置者は準備を進めてください。

対象施設と規制基準

水銀排出規制の対象施設と規制基準は、別表のとおり

届出義務

○平成30年4月1日時点で、既に水銀排出施設を設置している場合、(設置工事に着手している場合を含む。)、設置者は4月30日までに使用の届出が必要です。

○平成30年4月1日以降に水銀排出施設を設置する場合、又は水銀排出施設の構造・使用方法・処理方法を変更する場合、設置者は設置・変更の60日前までに届出が必要です。

○平成30年4月1日以降に設置者の氏名・住所の変更、施設の廃止、施設の承継があった場合、その日から30日以内に届出が必要です。

排出ガスの測定義務

平成30年4月1日以降、水銀排出施設の設置者は、排出ガス中の全水銀(ガス状及び粒子状)を測定し、測定結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

○測定方法:環境大臣が定める方法(平成28年環境省告示第84号)

| | |
|---|----------|
| ○測定頻度: 排出ガス量が4万 $\text{m}^3(\text{N})/\text{時}$ 以上の施設 | 4ヶ月に1回以上 |
| 排出ガス量が4万 $\text{m}^3(\text{N})/\text{時}$ 未満の施設 | 6ヶ月に1回以上 |
| 専ら銅・鉛・亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉 | 年1回以上 |
| 専ら廃鉛蓄電池・廃はんだを原料とする溶解炉 | 年1回以上 |

経過措置

○排出基準に適合しない既存施設は、基準の適用が最大で2年間猶予されます。その間に、基準を遵守できるよう水銀排出施設や処理施設の改修などを行ってください。

○水銀の排出量を減少させるために構造等の変更を行った場合は、変更後も新設基準ではなく既設基準が適用されます。

○排出基準の適用猶予期間も、届出や排出ガスの測定は行わなければなりません。

詳細については、環境省HP(水銀大気排出対策)を参照願います。

http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html